

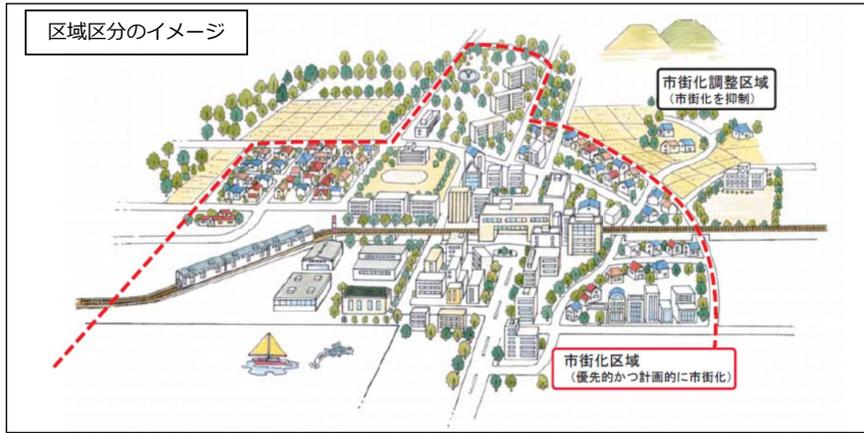
太平七曲地区計画の決定について

令和8年3月15日
説明資料
豊田市役所 市街地整備課

1 市街化区域と市街化調整区域について

市街化区域・・・既に市街地を形成している区域及び
優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域・・・市街化を抑制すべき区域



2 地区計画について

地区計画とは、地域の特性にふさわしい良好な環境を形成するために、道路や公園などの施設や建築物のルールを定め、将来にわたり良好な住環境を保全する制度です。

例えば、建築物のルールとして、右図のように建築物の高さの制限、敷地面積の最低限度、敷地境界からの壁面の後退距離などを定めることができます。



3 市街化調整区域内地区計画について

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、計画的な市街地整備が図られる場合は、地区計画を定めることにより、開発が許容されます。(都市計画法第34条第10号)

地区計画の策定にあたっては、市の定める運用指針への適合を求めており、適正な運用を図っています。

太平七曲地区は、桜花学園大学跡地であり、周辺の自然環境に配慮しつつ、ゆとりある良好な居住環境の形成が期待されるため、地区計画を決定します。

4 太平七曲地区計画の位置について (計画図は裏面参照)

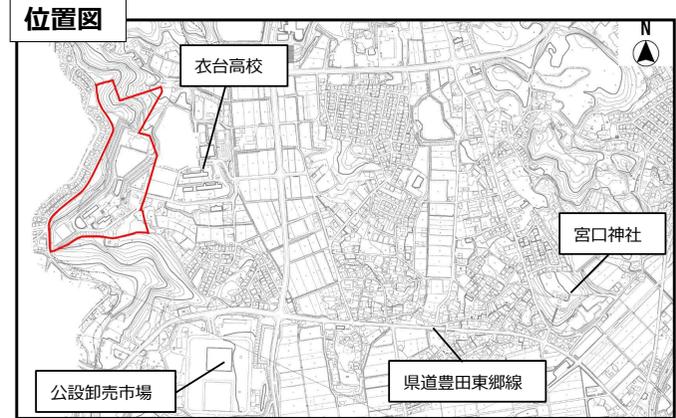
区分：市街化調整区域

位置：太平町七曲及び
高崎町北ノ脇の各一部

面積：約 8.2ha

戸数：145戸を計画

：地区計画区域



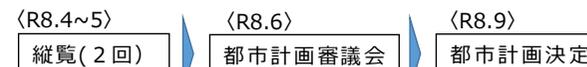
5 太平七曲地区計画について

今回の地区計画では、将来にわたって良好な住環境を維持していくため、様々な建築物に関するルールを定めます。

主な建築物等のルール

- 建築できるもの・・・住宅など
- 建ぺい率の最高限度・・・60%
- 容積率の最高限度・・・100%
- 敷地面積の最低限度・・・200㎡以上
- 壁面位置の制限・・・敷地境界から1m以上
- 高さの制限・・・10m以下かつ第一種低層住居専用地域で適用される北側斜線制限、道路斜線制限及び日影規制に適合する高さ
- 形態・色彩の制限・・・周囲の環境と調和した色調
- 垣・又はさくの制限・・・道路境界から1m未満に設置する垣又はさくは、生垣又はフェンス、その他の透視性のある鉄さく等とする。

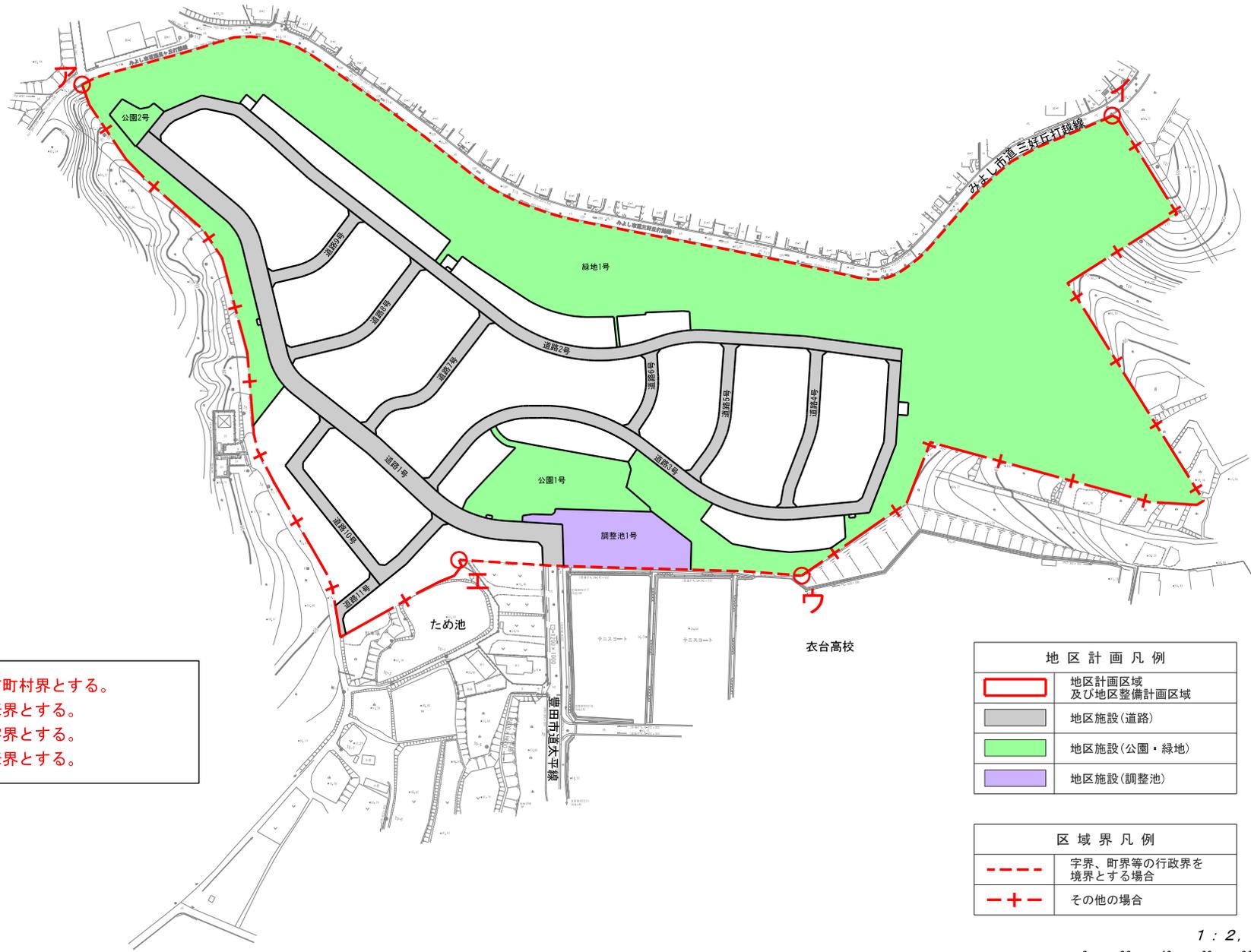
6 今後のスケジュールについて (予定)



宅地造成工事は都市計画決定後の令和9年2月ごろから約3年かけて、民間事業者が実施する予定です。

【問合せ】 豊田市役所都市整備部市街地整備課 担当：野口、榊原 / 電話番号：0565-34-6675

豊田都市計画 太平七曲地区計画
計画図 1/2,000



ア～イ点間は、市町村界とする。
イ～ウ点間は、筆界とする。
ウ～エ点間は、字界とする。
エ～ア点間は、筆界とする。

地区計画凡例	
	地区計画区域 及び地区整備計画区域
	地区施設(道路)
	地区施設(公園・緑地)
	地区施設(調整池)

区域界凡例	
	字界、町界等の行政区を 境界とする場合
	その他の場合

